

令和 6 年度

水 質 検 査 計 画

井原市水道部上水道課

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	採水地点の選定	2
4	水質検査の項目及び検査頻度	2
5	水質検査の方法	4
6	臨時の水質検査	4
7	水質検査の精度と信頼性の保証	4
8	水質検査計画及び検査結果の公表	4

水道法及び国の通知に基づいた適切な水質検査を行うため、検査する項目及び頻度等を示したものが水質検査計画です。

井原市水道部上水道課では、令和6年度水質検査計画を策定、公表すると共に、皆様に衛生的で安全な水を安定的に供給するため、水質管理の適正化に努めます。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、水系ごとに採水場所を選定し、水道法で義務付けられている水質基準項目及び水質管理のうえで必要とされる水質管理目標設定項目及び原水の汚染の監視を目的としたクリプトスポリジウム等の検査を行います。
- (2) 浄水の水質検査は、給水栓を選定して行います。
- (3) 原水の水質検査は、各水源地の取水井を対象に行います。

2 水道事業の概要

(1) 供給状況

令和5年3月末現在

水 道 事 業 別		地 域	給水人口
水 道 事 業	井原市水道事業	井原地域	29,423 人
簡易水道事業	井原市中央簡易水道事業	芳井地域	2,535 人
	井原市種花滝簡易水道事業		128 人
	井原市川町簡易水道事業		113 人
	井原市高原簡易水道事業		29 人
	井原市美星簡易水道事業	美星地域	3,217 人

(2) 水源及び処理方法

ア) 井原市水道事業

浄 水 施 設		処 理 方 法
西部水源地 1 系	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理
西部水源地 2 系		
中部第 1 水源地		
中部第 2 水源地		
東部水源地（夏目水源地）		

イ) 井原市中央簡易水道事業

浄水施設		処 理 方 法
中央第 1 水源	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理
中央第 2 水源		
中央第 3 水源		

ウ) 井原市種花滝簡易水道事業

浄水施設		処 理 方 法
種水源	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理、ポリ塩化アルミニウムによる凝集処理、急速濾過

エ) 井原市川町簡易水道事業

浄水施設		処 理 方 法
川町水源	浅井戸	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理、ポリ塩化アルミニウムによる凝集処理、急速濾過

オ) 井原市高原簡易水道事業

浄水施設		処 理 方 法
高原水源	表流水	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理、ポリ塩化アルミニウムによる凝集処理、急速濾過

カ) 井原市美星簡易水道事業

浄水施設		処 理 方 法
竜王配水池		岡山県広域水道企業団の浄水を竜王配水池に受水

3 採水地点の選定

採水地点は、水系ごとに各施設の実情を考慮して、検査項目や目的に応じた適正な採水地点を選定し、水質検査を行います。

具体的には、浄水は給水栓で、原水は取水井で採水します。

4 水質検査の項目及び検査頻度

法令で定められた項目及び頻度を基本に別表のとおり行います。

(1) 毎日検査項目

毎日検査項目は、水道水が必ず満たさなければならない最も基本的な要件であり、水道法施行規則により、消毒の残留効果、色、濁りについて、1日1回以上検査することが義務付けられており、水系ごとに水道事業者が委託する管理人等により行います。

(2) 水質基準項目

水道法第4条及び水質基準に関する省令の規定に定められた水質基準項目は、水道水が必ず満たさなければならない要件であり、その項目及び頻度は、水質基準に関する省令で定められています。

ア) 浄水の水質検査

- ・ 毎月1回検査する項目 11項目（すべての地区）

- ・年3回検査する項目 24項目＋追加項目

※追加項目

- ・硬度、蒸発残留物（東部系野上地区、東部系山地地区、中部系青野地区、中央簡易水道第1・第2・第3、種花滝簡易水道 種地区、美星簡易水道 美星地区）
- ・硬度、蒸発残留物、フッ素（西部1系落石地区、西部2系清迫地区）
- ・硬度、蒸発残留物、アルミ（川町簡易水道 下鳴地区）
- ・アルミ（高原簡易水道 上鳴地区）

- ・年1回検査する項目 51項目（すべての地区）

イ）原水の水質検査

- ・年1回検査する項目 （39項目）基準項目（美星地区を除くすべての地区）

（3）水質管理目標設定項目

国の通知（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について）によって定められた水質管理目標設定項目は、水道水が必ず満たさなければならない要件ではありませんが、水質基準項目に準じた検査等の実施をすべきものとされている項目で、規定に基づき検査を行います。

なお井原市では浄水処理で使用していない二酸化塩素、二酸化塩素の副生成物として生じる亜塩素酸、有機物（TOC）で置き換えることができる有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）を除いた項目について検査を行います。

ア）浄水の水質検査

- ・年1回検査する項目 （7項目）（すべての地区）

イ）原水の水質検査

- ・年1回検査する項目 （11項目）（美星地区を除くすべての地区）

（4）クリプトスポリジウム検査

国の通知（水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について）によって定められたクリプトスポリジウム検査は、ヒトや動物等の糞便による原水汚染を監視するための検査で、原水汚染の可能性のある水源を選定し、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物対策としてクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行います。

また、原水汚染を監視するため、指標菌検査（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）を行います。

ア) クリプトスポリジウム及びジアルジア検査

- ・井原地域、中央簡易水道第1・第2・第3（年4回検査）
- ・種花滝簡易水道 種地区、川町簡易水道 下鳴地区、
高原簡易水道 上鳴地区（年1回検査）

イ) クリプト指標菌検査（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）

- ・井原地域、中央簡易水道第1・第2・第3（毎月検査）
- ・種花滝簡易水道 種地区、川町簡易水道 下鳴地区、
高原簡易水道 上鳴地区（年1回検査）

5 水質検査の方法

毎日水質検査を除く水質検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に示された方法）に従って行います。その他の検査項目は、上水試験方法（（公社）日本水道協会）及びJIS試験方法、河川水質試験方法（案）（国土交通省水質連絡会）に従って行います。

6 臨時の水質検査

必要に応じて水質検査を直ちに行い、原水及び浄水の水質の安全性が確認できるまで行います。

- （1）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （2）水源に異常があったとき。
- （3）水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- （4）浄水過程において異常があったとき。
- （5）配水管の大規模な工事等で浄水の水質が著しく汚染される恐れがあるとき。
- （6）その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査は、水質基準の適否を確認する目的のほか、水道水の安全性確保、水質の評価等、水質管理のうえで重要な役割をもつものであり、正確かつ精度の高い検査結果が求められます。

微生物から化学物質まで、多種多様な検査項目の極微量レベルでの測定結果が求められることから、測定値の信頼性確保のため、正確かつ精度の高い水質検査を実施します。

また、急を要す臨時等の水質検査においても、迅速な対応による水質検査体制を構築し、検査の精度と信頼性を確保します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果の公表は、年一回井原市のホームページにおいて行います。また水源等で水質事故が発生した場合は、速やかに公表します。

【お問い合わせ先】

井原市水道部上水道課 業務係

〒715-0006

岡山県井原市西江原町1905番地1

TEL 0866-62-0824

FAX 0866-63-1552